



〈いじめの定義〉

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

「いじめはどこの学校にも、誰にでも起こり得る」という認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、迅速で組織的な対応に全力で取り組みます

未然防止

日々の教育活動の充実

- ①「考え」「わかる」「できる」「楽しい」授業の推進
- ②道徳教育の充実
- ③児童が安心して学校生活を送れる学級づくり
- ④『ライフスキルかわぐち』の活用
- ⑤「なかよしアンケート」の実施（毎学期）
- ⑥教職員研修
- ⑦学校運営協議会による学校支援
- ⑧保護者同士のネットワークづくり

- 児童一人一人の心を理解する。
- 学校や学級のルールを守る。
- 自己有用感を高める。
- 個別指導を充実させる。
- 地域と連携する。

早期発見

迅速で組織的な対応

- ①いじめ問題対策委員会（校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・学年主任・養護教諭等）
  - ②定期的な校内生徒指導委員会（月1回、全教職員）
  - ③コミュニティスクール
  - ④生徒指導部会
  - ⑤教育相談部会
- ※早期発見が重要です。お子様の様子で気になることがあれば、学校に連絡をお願いします。

【早期発見の基本】

- 児童のささいな変化に気付く。
- 気付いた情報を共有する。
- 速やかに対応する。
- （いつ？どこで？誰が？何を？どのように？）

措置

適切な指導の徹底

- ①いじめている児童への指導
- ②いじめられている児童への支援
- ③周りではやし立てる児童への対応
- ④見て見ぬふりをする児童への対応
- ⑤学級全体への対応
- ⑥家庭との連携

- 「いじめは絶対に許さない。」
- 毅然とした態度での指導
  - 成長段階を配慮した指導
  - 組織的な指導
  - 再発を防止するための指導

〈参考資料〉

- ①令和3年度学校いじめ防止基本方針・前川小学校
- ②川口市いじめ防止等のための基本的な方針
- ③いじめ防止対策推進法

対処が終わっても継続して観察を続けます

- ①いじめに係る行為が止むまで（最低3ヶ月）
- ②被害児童が心身の苦痛を感じなくなるまで（個別面談）
- ③教育相談を通して情報収集



スマイルポプラ